

令和7年度
ぶどうと一緒にハイチーズ！所沢ぶどうフォトコンテスト
実施要領

第1条 目的

所沢市内のぶどう観光農園（以下「観光農園」という）を訪問した利用者が撮影した写真を募集し、フォトコンテスト（以下「コンテスト」という）を実施することで、所沢市産ぶどうおよび観光農園を広くPRし、所沢市産ぶどうの消費拡大と果樹生産の振興を図る。また、写真の選定を通して生産者が互いの生産物を知り、これをもって生産者の技術の向上および知識の向上に寄与することを目的とする。

第2条 主催

主催者は所沢市園芸協会（以下「園芸協会」という）とし、コンテストの運営および管理は、園芸協会果樹部会（以下「果樹部会」という）が行う。

第3条 募集作品

コンテストで募集する作品は、果樹部会の会員が経営する以下の観光農園で生産されたぶどうが写る写真（以下「作品」という）とする。

園 名	住 所
師岡ぶどう園	所沢市三ヶ島1-402
師岡園	所沢市三ヶ島1-403
荻野園	所沢市三ヶ島1-661
中山ぶどう園	所沢市三ヶ島1-314
石井園	所沢市堀之内591-6
所沢ぶどう園	所沢市亀ヶ谷470-1
田中ぶどう園	所沢市中富807
観光北田園	所沢市北中1-234-9

第4条 コンテストの期間

コンテストの期間は以下のとおり行う。ただし、諸般の事情により期間を変更する場合はこの限りではない。また、期間を変更する場合は、応募者の同意なく、果樹部会の判断で行うことができる。

- (1) 応募期間 令和7年8月1日から10月31日
- (2) 審査時期 令和7年12月から令和8年1月
- (3) 結果発表 令和8年2月上旬

第5条 応募資格

コンテストに応募できる者は下記のいずれも満たす者とする。

- (1) 日本国内に住所を有していること
- (2) 第12条に規定する応募作品の取り扱いについて同意していること
- (3) 第13条から第15条に規定する各事項について同意していること

第6条 応募要件

応募できる作品は、第3条に規定する内容のほか、下記の要件を満たすものとする。

- (1) 募集期間と同じ年に撮影されたもの
- (2) 応募者が撮影したものまたは応募者が写っているもの
- (2) 組写真、合成写真、生成AI画像ではないもの

第7条 応募方法

作品の応募は電子申請にて行うものとする。また、応募にあたっては下記の内容を併記するものとする。

- (1) 応募者の氏名
- (2) 応募者の住所
- (3) 応募者の電話番号
- (4) 応募者のメールアドレス
- (5) 作品のタイトル
- (6) 作品の撮影日時
- (7) 作品に写るぶどうを生産した観光農園

第8条 応募点数

一度の申請につき最大2点まで応募できるものとする。

第9条 賞の種類

応募のあった作品は、第10条の規定に従って審査を行い、以下のテーマに沿ったものを1作品ずつ選定したうえ賞を授与する。

賞	テーマ	賞品
シャインと魅力が輝いてるで賞	所沢産ぶどうおよび観光農園の魅力が輝いている作品	【果樹部会で協議し決定予定】
巨峰のように大きな笑顔で賞	所沢産ぶどうおよび観光農園を目一杯楽しんでいることが伝わる作品	
果樹部会イチ押し賞	果樹部会が選ぶ、特に魅力があふれる作品	

第10条 作品の審査

応募された作品は下記に沿って審査し、入賞作品を決定する。

- (1) 入賞作品は果樹部会会員間で協議したうえ、果樹部会長の最終判断により決定する。
- (2) 作品の評価は、第1条に規定するコンテストの目的に合致しており、かつ、第9条に規定する各賞のテーマに合致しているかどうかを総合的に判断する。
- (3) 同じ応募者の作品は、複数入賞しないように配慮する。
- (4) 各号の規程に合致する作品がないことや、応募作品数が少ないことなどの理由により、入賞作品がない場合も差し支えないものとする。

第11条 結果の発表

審査の結果は、第4条に規定する時期に下記のとおり応募者に通知する。

- (1) 入賞作品の応募者には、賞品の発送をもって結果を通知する。
- (2) 落選した応募者には、応募時に申し出のあったメールアドレスあてに結果を通知する。
- (3) 審査結果に関する質問には、果樹部会は一切回答しないものとする。
また、応募者は一切の異議を申し立てることができないものとする。

第12条 応募作品の取り扱い

応募のあった作品およびそのタイトル、撮影日時、撮影した観光農園の情報は、ぶどうはじめ所沢市の農業および観光農園の周知、コンテストの開催周知のために、各種メディアやSNS、刊行物等で公開することがある。

第13条 肖像権

作品に人物が含まれる場合は、肖像権の侵害とならないよう、応募者は必ず人物本人の了承を得るよう留意する。

第14条 留意事項

この他、留意すべき事項は下記のとおりとする。

- (1) 園芸協会は、提供を受けた個人情報について、第12条で規定するものを除き、コンテストの実施以外の目的では使用しないものとする。
- (2) 作品の応募にかかる一切の経費は、応募者が負担するものとする。
- (3) この要領に違反した場合やマナーに反する方法（樹木の伐採、動植物への危害を加える行為、立入禁止区域からの撮影等）で撮影された可能性が認められる作品は、失格とする。入賞作品発表後に発覚した場合も、受賞を取り消し、賞品の返還を求めることがある。

第15条 損害に対する責任

コンテストで生じた損害に対する責任は、下記のとおりとする。

- (1) 作品において、肖像権や著作権等の第三者の権利侵害があった場合には、園芸協会は一切の責任を負わず、その責任は応募者自身がすべて負うものとする。
- (2) 応募により生じた損害等に対して、園芸協会の責めに帰すべき理由により生じた損害を除き、園芸協会はその原因を問わず一切の責任を負わない。
- (3) 園芸協会は、やむを得ない事由により、事前に通知することなく、応募期間や賞品内容の変更、またコンテストの中止・中断をする場合がある。この場合、園芸協会はコンテストの中止等に関連して、いかなる個人・団体に対しても一切の責任を負わない。
- (4) 第三者の違法行為により、応募者の個人情報が漏洩した場合については、園芸協会に過失がある場合を除き、園芸協会は一切の責任を負わない。

第16条 その他

その他、この要領に定めのない事由が発生した場合は、果樹部会にて協議し決定する。

【問い合わせ先】

所沢市園芸協会 事務局（所沢市産業経済部 農業振興課）

住 所 〒359-8501 埼玉県所沢市並木 1-1-1

電 話 04-2998-9158

FAX 04-2998-9162

メール a9158@city.tokorozawa.lg.jp